

新たな庁内連携体制のしくみをつくります。

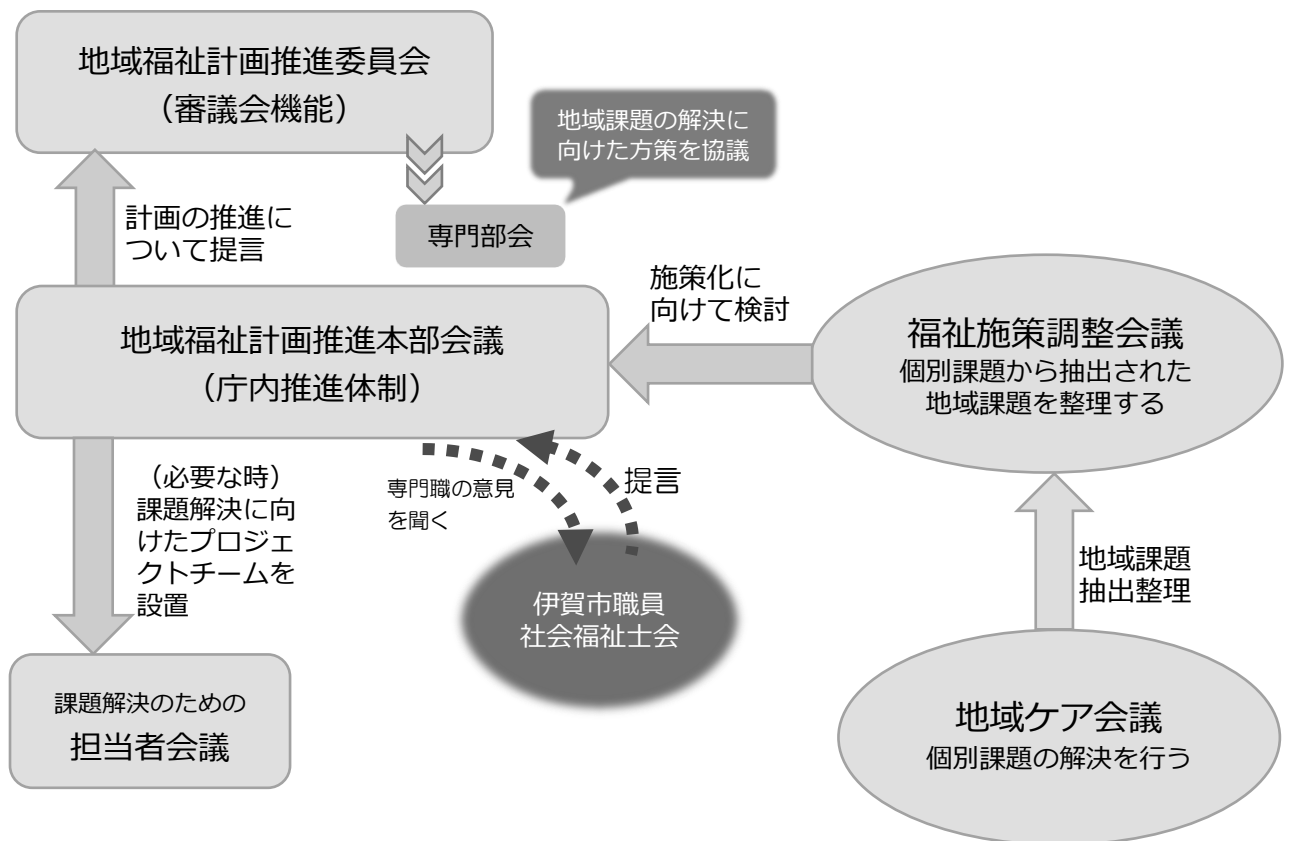
伊賀市では、これまでからも分野を問わない相談を受け付ける福祉総合相談窓口を設置し、複合化する相談に関しては、多機関をコーディネートする部署をとおして、連携することで事案の解決を行ってきました。

そして、個別課題の解決にとどまらず、地域全体における課題である場合は、同様の事案があった際に解決に導きやすくするよう取り組みも行ってきました。

今後は、多岐にわたる課題を解決する方策について、連携して協議する新たな庁内体制を整え、多くの課題を解決できるようにします。

そのため、資格のある専門職の職員の集まりを組織し、さまざまな地域課題に対して、スペシャリストとしてのアプローチから、地域課題解決の方策を導き出すしくみをつくります。

☆新たな庁内連携体制



戦略③ 地域と専門機関をつなぐ

地域の取り組みと専門機関のネットワークをつなげます。

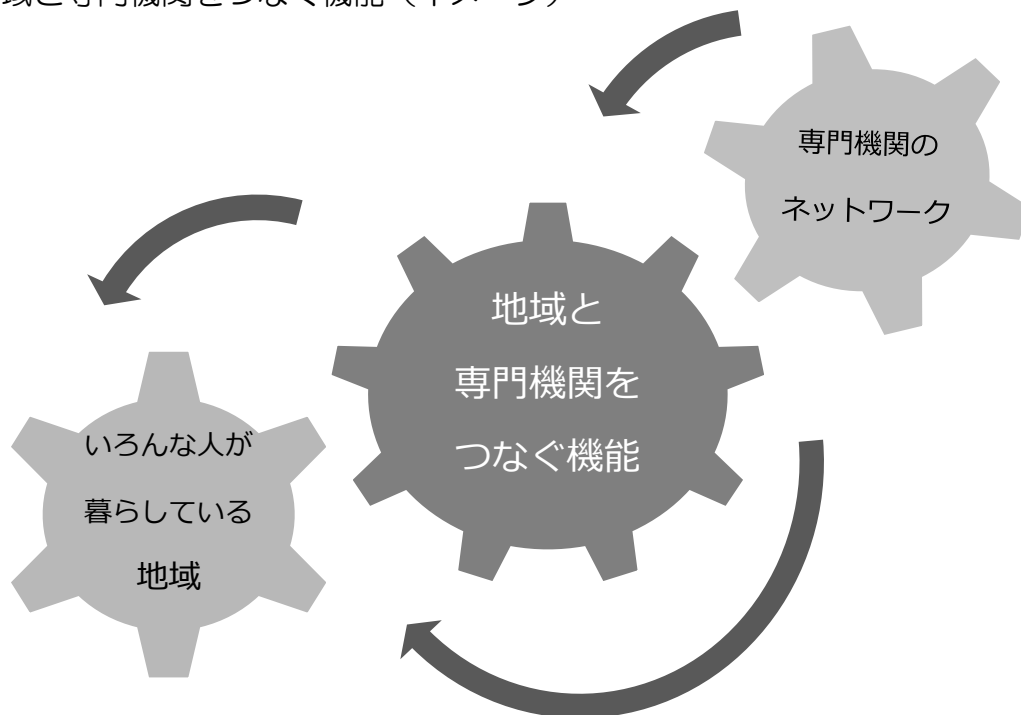
伊賀市では、福祉総合相談窓口を設けることで、市民が気軽に困りごとを相談できるように努めています。そして、専門分野の窓口につなげることで、適切な支援を受けることができるしくみを構築しています。

この取り組みをさらに進めるためにも、断らない相談を実践できる福祉総合相談窓口に加え、アウトリーチによる伴走型支援の強化を行います。

それとともに、地域において社会とつながりが希薄になることで、孤立状態になる人についても、地域のなかでのつながり合えるよう支援する体制を構築します。

また、これからは、従来の分野ごとの支援にかわり、さまざまな分野を一体的にとらえ、必要な支援を行う「重層的な支援体制の整備」に取り組むことで、地域と専門機関をつなぐ機能を強化していきます。

☆地域と専門機関をつなぐ機能（イメージ）



※アウトリーチとは

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けるプロセスのことをいいます。

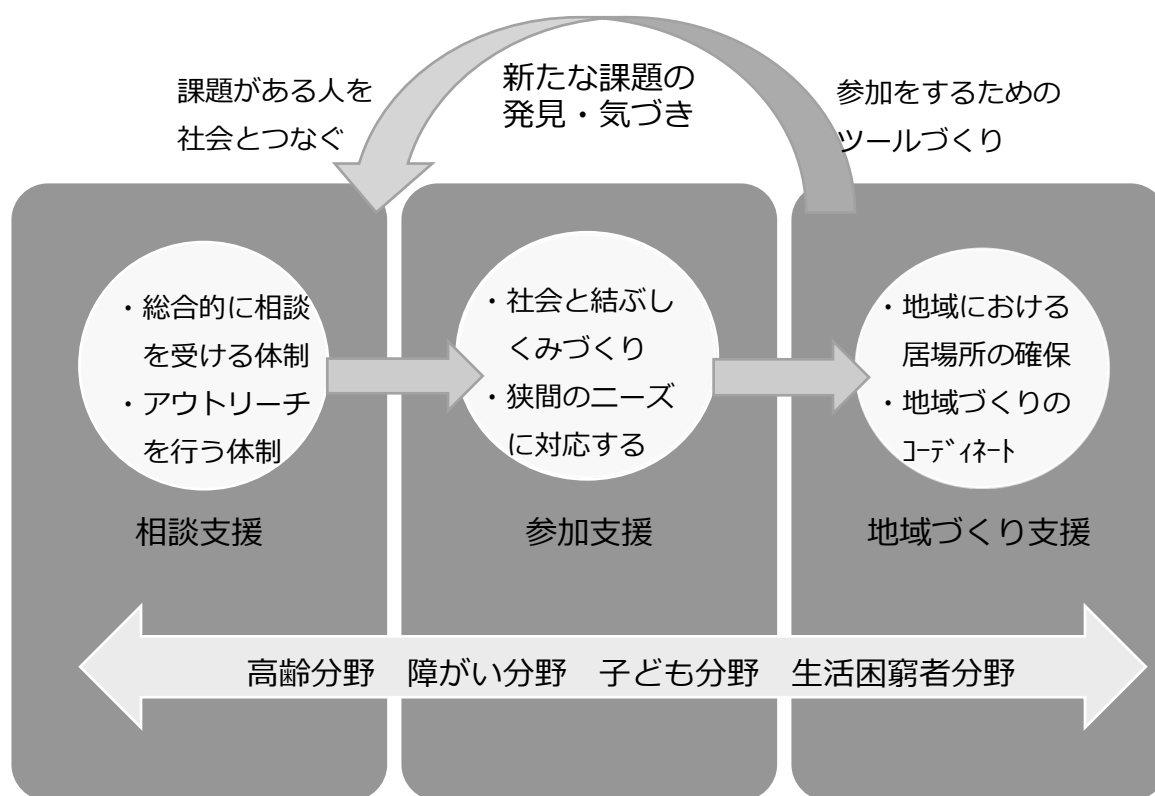
分野を問わない一体的な支援体制を構築します。

社会福祉法が改正され、2021（令和 3）年度から包括的な支援体制を構築するために、分野ごとに行う支援を、本人の属性を問わず一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

伊賀市では、この事業に取り組むことにより、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、ひとりひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援や、寄り添いながら伴走していく支援を充実させていきます。

併せて、複雑化・複合化する事例については、支援に関わる多くの機関が協働する体制をコーディネートし、既存の会議体を活用しながら、それぞれがしっかりと役割を分担し、支援の方向性を統一して取り組む体制を整備します。

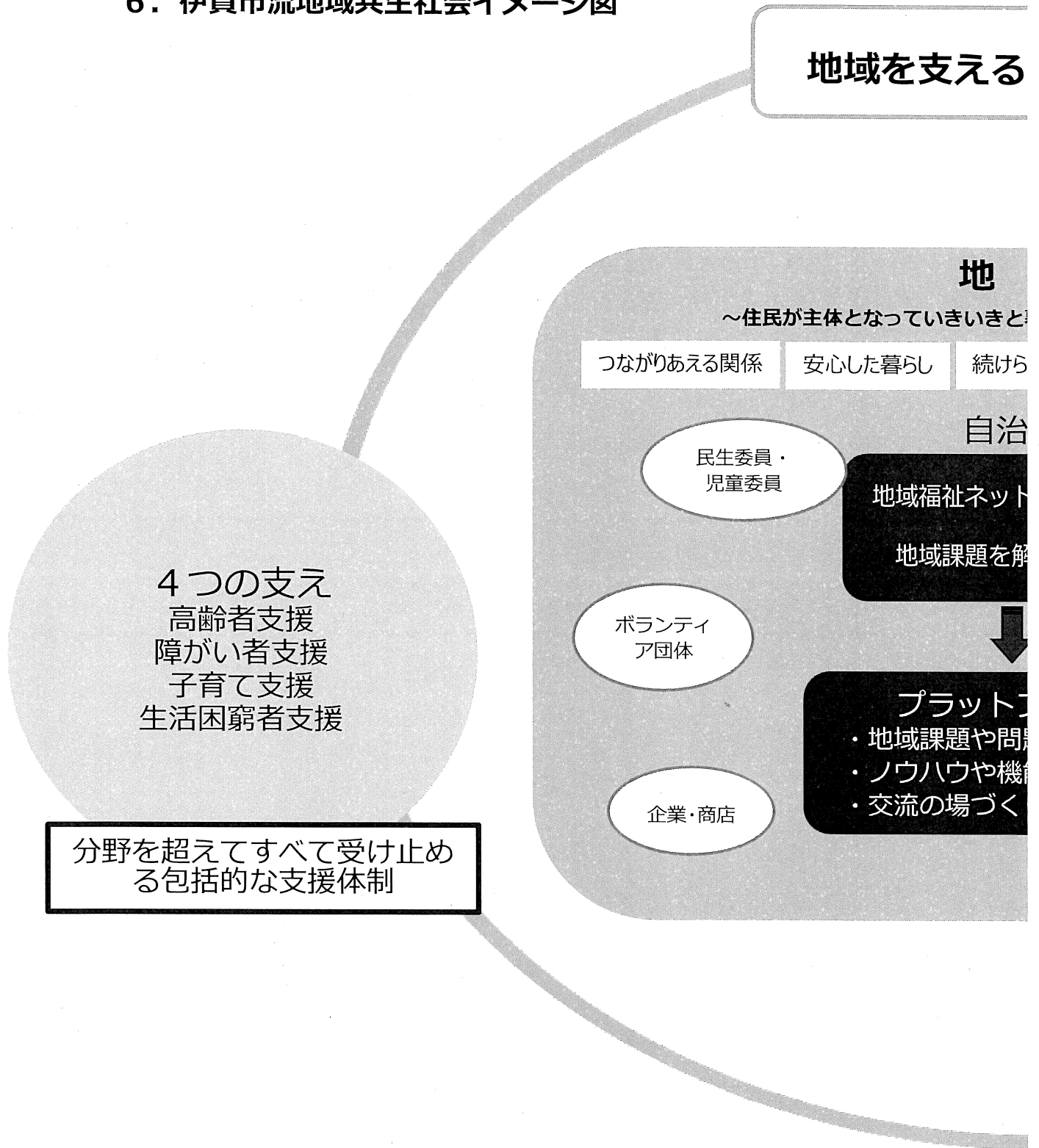
☆伊賀市が考える重層的な支援体制



※重層的支援体制整備事業とは

2021（令和 3）年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法においては、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。（第 106 条の 4 第 2 項）

6. 伊賀市流地域共生社会イメージ図



ネットワーク

地域

暮らししていけるコミュニティ～

れる地域の活動

困りごとを抱える人に寄り添う

協

ワーク会議

解決する場

ワーム

題意識の共有

能、資源の共有

り

専門職

地域福祉
コーディネーター

社会福祉
法人

NPO 法人

4つの安心

地域医療/健康づくり

住まい/暮らし

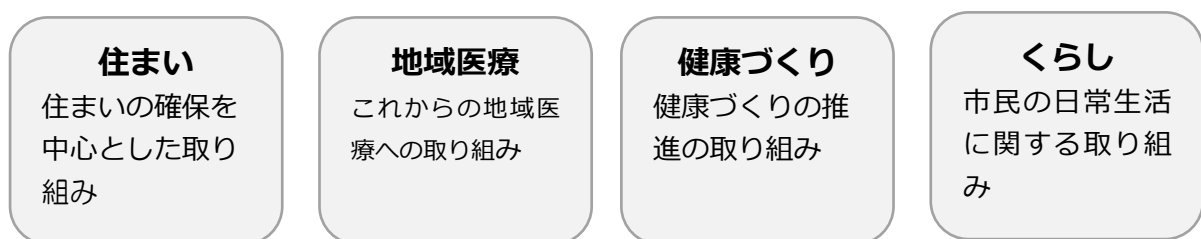
7. 重点施策の構成

① 4つの支えと4つの安心

4つの支え



4つの安心



② 6つの充実

① みんなでつくる

地域福祉コミュニティ

地域の力を高める取り組みにより
持続可能な地域づくりを行います。

② 多機関の連携による

福祉の「わ」づくり

行政・社会福祉法人・NPO 法人・
民間事業者等が連携するしくみを構
築します。

③ つながりあえる地域づくり

孤立状態にある人と社会のつなが
りを作るなど、地域で支え合える基
盤をつくります。

④ 安心と安全のまちづくり

支え合える基盤をすることにより、
困りごとがあっても安心して暮らせ
るまちをめざします。

⑤ これからの人材を

育成するしくみづくり

支え合いの基盤をつくり安心して
暮らせるまちをめざすために、地域
の担い手を育成します。

⑥ 生きづらさを抱えた人に

寄り添う社会づくり

何らかの原因で生きづらさを抱え
ている人に寄り添い支えるしくみを
つくります。

第4章

4つの支えと4つの安心

重層的支援体制を整備し、属性を問わず包括的な支えを実現するとともに、地域包括ケアシステムを推進し、安心して暮らせるまちをめざします。

これまで分野別に取り組んできた「高齢者」「障がい者」「子育て」「生活困窮者」の支援を一体的に行う重層的支援体制の整備に取り組みます。

また、第3次計画において地域包括ケアシステム構築のために取り組んだ分野に、「くらし」の分野も加えた支援をすすめます。

4つの支え

-  **1** 高齢者支援 47
-  **2** 障がい者支援 51
-  **3** 子育て支援 55
-  **4** 生活困窮者支援 57

4つの安心

-  **A** 住まい 59
-  **B** 地域医療 61
-  **C** 健康づくり 63
-  **D** 暮らし（交通・人権・多文化共生・文化） 65

1

高齢者支援

01

地域共生社会を進めるために、包括的な相談体制を充実します

高齢者の支援に関するさまざまな制度について、市民への「認識度」を高めるため、制度の内容や利用方法について広報活動を実施し、制度の周知と利用に関する啓発を行います。

制度については「本人らしい生活」を守るという前提のもと利用していただけるように、本人の意思や心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用となるように、支援体制を構築していきます。

また、相談者の属性に関わらず地域のさまざまな相談を受け止め、課題解決のための取り組みについて、適切な支援関係機関につなげます。

その中で複雑な問題が絡む事例については、多機関が協働して支援に取り組むことや、地域の関わりも必要になることから、支援者それぞれの役割を明確にし、課題解決のための方策を検討するための会議を開催します。

02

社会参加（生きがいづくり）を促進します

いつまでも健康で長生きをして暮らしていくために必要なことの第一歩として、社会参加の促進があげられるようになってきました。

これまでの「支えられる側」と「支える側」という役割に分かれるのではなく、これからはお互いが支え合う中で、特に支える側になることで役割や生きがいをもって生活ができる環境づくりに努めていきます。

そのために、ボランティア活動や趣味等を通じて地域で住民同士が交流が出来るように、サロンへの参加や運営への参画を促し、生涯学習活動の場づくりについて支援を行います。

03

認知症の人とともに創る社会「共生と予防」を実現します

認知症の人を地域で支えるという考え方から、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくという考え方への転換が必要です。

そのために、認知症に関する正しい知識と理解の普及を今後も進めていきます。

また、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿などを積極的に発信していくことが必要です。認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。

認知症の原因やしきみについては、医学的に十分に明らかにはなっていませんが、認知症予防に資する可能性のある活動を推進し、認知症の発症遅延や発症リスクの低減を図ります。

また、移動、買い物、金融手続きなど、生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らしていく、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めます。

04

介護者に対する支援を充実します

多重介護や老老介護に加え、18歳未満の子どもが介護を担うケースが増えていきます。介護される側だけではなく、介護をする側の人に対する支援も重要であり、「多忙による情報不足」や「丸抱えの介護」等による虐待や共倒れになる前に、該当者の早期発見や適切な支援関係機関につなげます。

また、要介護者を抱える家族に対しても伴走型の支援の実施を検討し、負担軽減につながるように努めます。

05

利用者主体の介護保険サービスの提供を推進します

高齢者のライフスタイルやニーズが多様化することで、高齢者ひとりひとりやその家族の生活状況等にマッチした介護保険サービスの提供が求められています。

恒久的に持続可能な運営を実現するために、介護サービス事業者とともに、介護保険事業の適切な運用に努めます。

また、さまざまな支援関係機関と連携を行い、利用者ニーズに対応したサービスを提供できるように努めます。

06

保健事業と介護予防の一体的実施を推進します

医療保険制度ごとに実施されている保健事業が、適切に継続されて来なかったという課題から、2024（令和6）年度までにすべての自治体で、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが義務付けられました。伊賀市では体制を整備して2021（令和3）年度から事業を実施します。

これまで個々に独立していた医療情報や健診情報、介護情報を関連付けたデータ分析が可能となり、地域の健康課題をもとに、より効果的な介護予防活動を展開します。



2

障がい者支援

01

さまざまな情報の提供及び相談の支援を充実します

障がいのある人だけではなく、障がいのある人を支援する人や市民が地域の身近な場所において、障がい者福祉に関する情報を収集することが出来る環境づくりに努めます。また、収集した情報を活用していくという意識づくりにも取り組みます。

さらに相談者の属性にかかわらず、地域におけるさまざまな相談を受け止めていく必要があり、複雑な課題を抱えている事例については、多くの支援関係機関がそれぞれの役割を明確にしていきながら連携し、課題解決に向けた取り組みの方策を検討していきます。

02

障がいのある人の自立した生活のための環境を充実します

障がいのある人が、お住いの地域で安心して生活をおくることが出来るよう、緊急時の受け入れ先となる施設を確保するために、地域生活支援拠点事業について、より充実していけるよう取り組みを進めます。

また、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、精神障がいをはじめとしたすべての障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの推進を行います。

03

一生涯を通じた生活支援のためのシステムを 充実します

乳幼児期から学齢期、青年期までの障がいのあるこどもに対して、切れ目のない支援を行うため、母子保健・医療・福祉・保育・教育等の支援を行う支援関係機関が連携して、早期からの横断的な発達支援について取り組みを進めます。

また、高齢となった障がいのある人についても、地域で生活を送ることが出来るように、さまざまな関係機関と連携を行い、障がいと介護といった分野の垣根を超えた、トータル的なサポート体制を構築することに取り組み、一生涯を通じて自分らしく暮らしていくための支援を充実します。

04

障がいのある人の就労に向けた支援を推進します

障がいのある人のための各就労事業所と、相談に係る各支援関係機関が連携して情報の共有を行い、福祉と教育や労働の支援関係機関によるネットワークの強化を行い、障がいのある人の就労についてより効果的に促進する取り組みを進めるとともに、就労に関して、ひとりひとりのニーズや適性に合った適切なコーディネートを行います。

また、企業に対しても、障がい者雇用に各種の助成制度や、支援施策について、情報提供を行うとともに、制度を活用していくための支援についても、ハローワーク（公共職業安定所）と連携して取り組みを進めます。

05

障がいに対する市民の理解と協働を推進します

児童や生徒、その保護者をはじめ、すべての市民に対して、正しく障がいを理解してもらい、障がいのある人もない人も自分らしく暮らしていくことが出来るように、「障害者差別解消法」と併せ、障がい者差別ガイドラインについてもその周知を図り、理解を進めるための取り組みを行います。

また、地域においても住民の障がいに対する理解をより深めるため、障がい者の団体や住民自治協議会等とも協働し、障がいのある人との交流活動や、障がいを体験してもらう学習等を地域で行い、住民に対する福祉教育の取り組みを推進します。



01

子育てに関する相談支援体制を充実します

市民が自分の暮らしている身近な地域で、子育てに関するさまざまな不安や悩みについて、気軽に相談できる機会や場所を提供するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、学校生活での相談に応じています。

今後も多様な方法により相談することが出来るような体制を維持し、適切な相談対応が出来るように、支援関係機関が連携を行います。

02

安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制をつくります

誰もが安心して、子どもを生み育てることが出来るように、子育て包括支援センター、子育て支援センター、こども発達支援センターや保健センター等が連携して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。

また、子どもたちが、放課後について安心・安全な環境で過ごすことが出来る居場所として、放課後児童クラブを設置し、きめ細やかな指導及び対応を行うことで、子どもたちが健全に過ごすことが出来る環境づくりと、保護者が働きやすい環境づくりに努めます。

03

子育て支援事業を充実します

地域において、連携して子育てに取り組んでいく体制を構築することをめざし、子育て支援に係るサービスの充実や、ネットワークづくりを行うとともに、さまざまな事業等を実施していくため、事業の利用者が使いやすい環境づくりを進めます。

併せて、子育てに関する情報等についても SNS 等を活用し発信することで、利用しやすくなるように努めます。

また、ひとり親家庭等の支援が必要な家庭については、支援関係機関と連携し、適切な支援を受けることが出来るように努めていきます。

04

子どもを健全育成するための体制を推進します

児童虐待については、未然に防止を行わなければならないという観点から、要保護児童及び DV 対策地域協議会が中心となって、迅速かつ的確に対応していくことが出来るように、支援関係機関との連携を強化していきます。

また、子育てを行う中で、子どもの発達に関して不安がある保護者からの相談についても、さまざまな支援関係機関と連携を図りながら対応していきます。そして、子どもひとりひとりがそれぞれの発達状況に応じて、必要な支援を適切に受けることが出来るように体制づくりを推進していきます。

※SNS とは

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で Web 上において社会的ネットワーク (ソーシャルネットワーク) を構築可能にするサービスです。

01

困りごとの受け止めや発見から相談や支援につなげます

困りごとを抱えて悩んでいる人は、経済的に困窮している人だけではありません。世代や分野を超えた困りごとに対応する必要があります。そして、多岐にわたる困りごとに関する相談を受け止め、適切に相談や支援につなげていく必要があることから、そのしくみづくりを進めていきます。

また困りごとを抱えて悩んでいる人が相談に来ることをただ待つだけではなく、困っている人に相談や支援に関する情報が届きやすくなるしくみや、相談に携わる支援関係機関が困っている人を見つけて、相談や支援を届けるアウトリーチを行うしくみづくりを進めます。支援関係機関と連携して地域の状況等幅広く情報を収集してニーズを抱える相談者を見つけることや、その人に必要な支援を協働して行っていくしくみをつくります。

02

「課題解決のための支援」と「伴走によるつながり続ける支援」、2つの支援を充実します

生活の困りごとの解決や、困りごとをかかえながら自立した生活を送ることを支援するためには、「具体的な課題の解決をめざすこと」と「その人をつながり続ける」という2つのアプローチが必要で、共通して重要なことは、本人の尊厳や主体性を大切に、本人を中心として「伴走」する意識です。

「具体的な課題の解決をめざす」支援では、本人を中心に、すでにある制度やサービスにきちんとつながる支援を進めます。また公共料金の滞納や債務に関する困りごとを抱える世帯が多いことから、家計のやりくりに関する相談支援を実施するとともに、経済的に困窮した世帯の子どもたちが安心して学べるよう学習支援を実施します。

「その人をつながり続ける」支援では、年単位でのゆるやかで継続的なかわりが必要になります。そのようなかわりには、支援関係機関、サービス提供機関だけでなく、地域住民をはじめとしたインフォーマルな主体の参加が必要不可欠です。そのようなインフォーマルな主体に、ゆるやかで継続的なかわりに参加してもらえるしくみづくりを進めます。

03

柔軟な社会参加や活躍できる場及び機会を開拓します

困りごとを抱えている人や生きづらさを抱えている人が、安心して過ごせる場所や機会、また支援を受ける側になるだけではなく、他の困りごとを抱えている人を支援する側にもなるような、社会参加や活躍することが出来る場所や機会（就労を含む）をつくっていきます。そして、そのような場が増えていくことで、さらに困りごとを抱えている人の発見やアウトリーチにつなげていき、相乗効果や好循環を生み出すことをめざします。

また、就労を望むがすぐに一般就労を行うことは難しいことが想定される人（高齢者等も含む）について、本人の働きたいという意欲や持っている能力を活かすことが出来る就労の場や機会の創出を推進し、生きがいを持って暮らしていけるように支援します。

このような社会資源を開拓していくことで、既存のサービスでは対応することが困難であった人が、社会や地域に参加することで、これまで困難であった社会とのつながりを確保することをめざします。